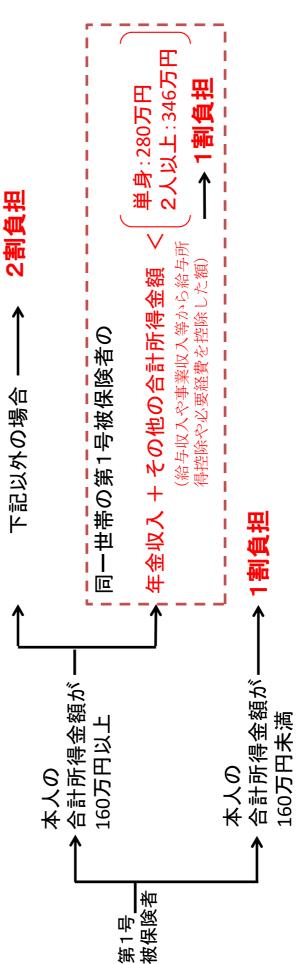
《 資 料 2 》

利用者の自己負担の引き上げ及び 補足給付の見直しについて

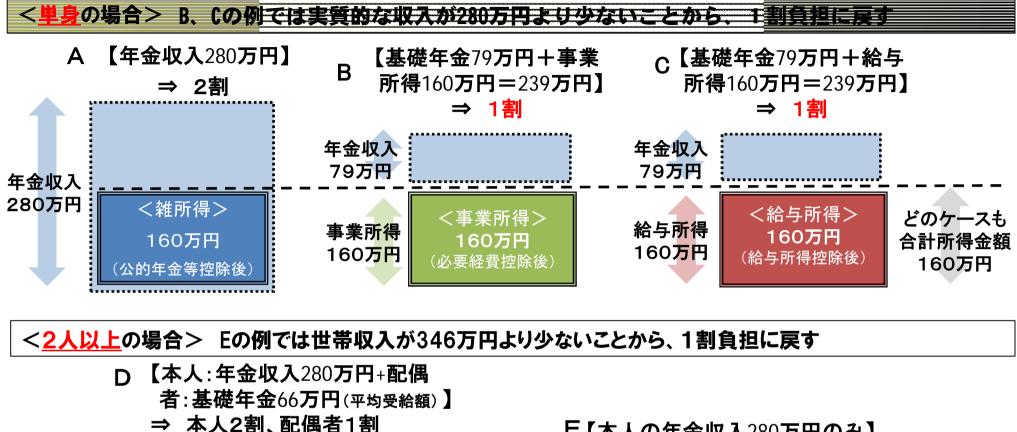
介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準

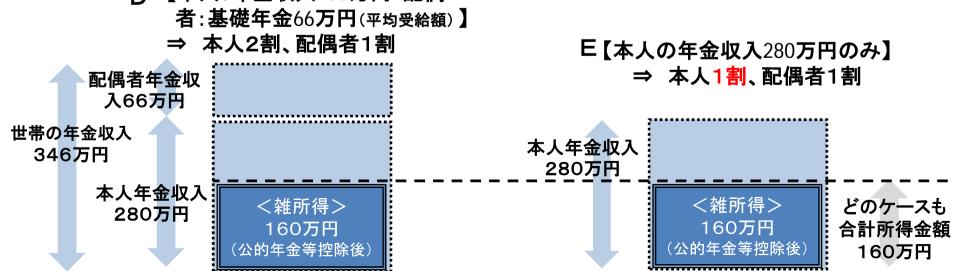
- 基本的に第1号被保険者である高 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である齢者本人の<u>合計所得金額(※1)により判定を行い、世帯の中でも基準以上(160万円以上</u>(※2) **年金収入に換算すると280万円以上**)の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。 しかしながら、
 - その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった**年金収入以外の収入を中心とする場**
 - から、以下のように、その世帯の第1号被保険者の**年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身** 夫婦世帯の場合には、**配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがある**こと で280万円、2人以上世帯で346万円(※3)未満の場合は、1割負担に戻すこととする。 合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること



- 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した 後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額 __ **※**
 - 被保険者の上位50%に該当 **%** ≈
- ×12 :: 280万円+5.5万円 (国民年金の平均額)

(参考)本人の合計所得金額が160万円となる例





負担割合の変更があるケースとその場合の過誤調整方法

(住民税の所得更正による場合)

- 負担割合証の有効期間の始期である直近の8月(※1)まで遡って変更。
 - → 保険者が被保険者との間で調整
 - ※1 税の遡及に応じて、時効の範囲内で更に遡ることもあり得る。

(世帯員の転出入等による場合)

- 世帯員の転出入、死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合は、 当該事実があった月の翌月初日(※2)から変更。
 - ※2 当該日が月の初日の場合には、その月から負担割合を変更する。以下同じ。
- 当該事実の発覚(届出)が遅れた場合にも、当該事実があった月の翌月初日から変更。(遡及変更)
 - → 保険者が被保険者との間で調整

(65歳到達の第1号被保険者の場合)

- 65歳到達の第1号被保険者については、判定により2割となる場合、年齢到達月の翌月初日から変更。
 - → 要介護(支援)認定を受けた第2号被保険者に発行する負担割合証に65歳到達後の負担割合を併記

(事業所窓口で負担割合証の持参忘れ等により負担割合が不明な場合)

- ケアマネジャー等に確認してもなお不明な場合は、事業者が仮で2割を徴収する取扱いも可。
 - → 後日1割負担だということが分かった場合は、事業者が被保険者との間で調整

負担割合証

- 1割負担の者も含め、認定者全員に交付
- 有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日まで

その他

- 新たに年金収入+その他の合計所得金額の情報が必要となるため、税システムの改修が必要な場合あり。
- 〇 保険料滞納者への給付制限は現行同様3割。

(裏面)

(表面)

ときは、 一 不正にこの証を使用した者は、刑市町村にその旨を届け出てください この証を添えてください きには、直ちに、この証を市町村に返してください。 払いいただきます。 された利用者負担の割合よりも、 はありません。) 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったと 介護サー この証の表面の記載事項に変更があったときは、 利用時支払額を三割とする措置 「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の 必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。 -ビス又は介護予防・生活支援サ ビス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受け (居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額 刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 当該措置が優先されます。 (給付額減額) を受けている場合は、 ービス事業のサービスに要し 十四日以内に、 また、 転出の届出をする際には この証を添えて この証に記載 た費用 金額をお支 ようとす 0

	介	護	保	険	負	担	割	合	i	正
			年月	=======================================	年		月		<u> </u>	
	番	号								
被										
保	住	所								
険	フリ	ガナ								
	氏	名								
者	生年	三月日	明治・	・大正・	昭和	1 年	月	日	性別	男・女
	用者負 割合	担			適	用	期間	II	ij	
		割		始年月 子年月		平成 平成	年 年		月月	日日
		割		始年月 子年月		平成 平成	年年		月 月	日日
並て	り名	番保除及								

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

【前回からの主な変更点】

- ・保険給付と総合事業のサービスの負担割合 が同一と想定して、総合事業に対応した記 載に変更する。
- ・65 歳到達や世帯構成の変更等により、適用 期間内における負担割合の変更があること を踏まえ、利用者負担の割合欄は2段とし た。
- ・負担割合が適用期間内に変更となる場合、 変更前の負担割合を上段に記載し、変更後 の負担割合を下段に記載する。

基準

- 同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の者がいる場合に、その世帯の負担の上限額を44,400円とする。 〈見直し後〉
- 現役並み所得相当の者の基準(政令で規定予定)は、高齢者医療と同様とし、
 - 課税所得145万円以上
 - ただし、課税所得145万円以上の場合でも、 同一世帯内の第1号被保険者の収入が 1人のみの場合383万円 2人以上の場合520万円 に満たない場合には、一般に戻す。 (上限37,200円)

	自己負担限度額(月額)					
現役並み所得相当	<u>44,400四</u> (世帯)					
一般	37,200 円(世帯)					
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)					
年金収入80万円以下等	15,000 円(個人)					

申請主義と申請勧奨

- 前年の収入により判定するため、被保険者による申請が必要。
- 次のいずれにも該当する者に申請を勧奨(課税情報を把握した後の7月頃)
 - 世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる(※)
 - 世帯内に要介護(支援)認定を受けている者がいる
 - ※ 年金収入+その他の合計所得金額により、収入が383万円(2人以上の場合520万円)以上となることが 自明である場合は、勧奨の対象とする必要はない。
- 当該申請により基準を下回る場合には、申請があった月の翌月初日から上限を37,200円とする。

その他

○ 税システムから新たに高齢者医療と同様、課税所得を入手する必要。

補足給付の見直しについて

概要

-)配偶者の所得の勘案【平成27年8月施行】 世帯分離していても配偶者の所得を勘案
- 預貯金等について、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であることを要件に追加 預貯金等の勘案【平成27年8月施行】 **(**)
- 第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判定しているが、遺族年金及び障害年金と いった非課税年金の額もこの額に含めて判定 非課税年金の勘案【平成28年8月施行】 (m)

①配偶者の所得の勘案

(確認方法)

- 配偶者の有無については、申請書に配偶者の氏名、生年月日、住所等の欄を設け、申請に当たり記入。
 - 必要に応じて戸籍調査を実施。

具体的には、

- ・補足給付申請者の本籍地の市町村に対し、補足給付申請者の戸籍を照会し、配偶者の有無を確認
 - 配偶者の住所地市町村に配偶者の所得を照会

とする方向で調整中。

(配偶者の範囲)

- 〇 婚姻届を提出していない事実婚も含む。
- (1)DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や、(2)行方不明の場合、(3)(1)(2)に準ずる場合 (%)は対象外。
- ※ ①、②に準ずる場合を幅広く解することは適当でないが、たとえばDV防止法における暴力を行った者が 補足給付申請者となる場合などが考えられる。

介護保険負担限度額認定申請書(案)

年 月 日

(申請先)

市(町村)長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

	フ	リン	ガナ	ļ														被保	:険者	省番号								
衣	皮化	呆険者	氏名														即	性		別			男		•	<u> </u>	女	•
1	Ė.	年	月日	戼]	• 5	大	•	昭	召				年			月		F	3								
ŀ	È		莊																									
1:	Ė.		所			. 													ì	車絡先								
		所(院) 護保険カ																										
		生地及で (<u>※</u>)																		車絡先								
7	八所	r(院) (※)		昭	•	平			年		J	月		日						、所(院 引してい								
															<i>+</i>	·==1);	- 4 - 11 -	、 ア「毎	一一种	合は、「	V Т.	ø [∄	#J /H	型)ァ	胆士	ブ 声1	省ロラ	(O)
配)有無			有			•			無			圧て	は、	- ねv 記載	不要で	す。	i,□./૧′ Ÿ	丛下	ع ا ر ب	汇1内	白に	美 9 4	の事が	!!!	٠٧٠-
			ガナ																									
西己		氏	名																									
配偶的	:	生年	月日	戼]	• 5	大	•	界	<u> </u>				年			月		F	3								
:者に関	,	住	所	ļ																								
関																			ì	連絡先	ì							
する		本年1 現在 <i>0</i>	月1日)住所																									
事項		(現住 卑 か	.所と	}																								
-1		合)																									
	-	課 税	状 況	市町	「村目					課税			•	Ę	非課	税												
					i																							
					生活	5保部	隻受;	給者	套/市	可时村	比民和	脱世	:帯非	課税	でも	ある	老歯	鈴福社	L年d	è 受給	者							
Ц	又	入等	に関	 	市町	丁村月	 己税	世帯	 持非	課税を	者で	·あ~	って、															
-	广	るほ	申告		課移	紀年会	を収.	入額	頁と	合計原	折得	全客	類の~	合計額	頂が	年	須80	万円.	以下	です。								
										課税を					石ぶ	左右	活のハ	ΈΠ	さ。 ‡ 刀	<u>え</u> ます	⊢							
																				た ょり 万円)		下~	です			—		
7	百日	貯金	等に							券にた										/3 1/	<i>b</i>	. 1	C 9	0				
			申告	翌日	宁金	好百					Д		有価語	正券							つ		()*
				1月月	(1 五)	()						」(計	評価概	算額)					Г		金・ 含む	3)	<u> </u>					円
													t.a															ごさい
	申	請者戶	任名								申	1請	者が	被保障	険者	本	人の	場合	には	下記					載は J務タ		もで	す。
																									33JJ	/ ت		
	申	請者	主所																	本フ	(E	の	関係	:				

注意事項

- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してくださ (1)
- (2) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。 (3) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1 項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

多床室における居住費負担

介護老人福祉施設の多床室の入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める。ただし、「低所得者を支える多床室」との指摘もあることを踏まえ、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする。(短期入所生活介護についても同様の見直しを行う。)

※ 算定要件等(変更後の基準費用額と負担限度額の一覧。)

	A #	ユニット型	ユニット型	従来型 <mark>個</mark> 室	従来型個室	多床室	多床室		
	食費	個室	準個室	(特養等)	(老健・療養等)	(特養等)	(老健・療養等)		
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1 ,15 0	1,640	$320+\beta+\alpha$	320 + β		
負担限度額									
(利用者負担	650	1,310	1,310	820	1,310	320+ β	320+ β		
第3段階)									
負担限度額									
(利用者負担	390	820	490	420	490	320+ β	320+ β		
第2段階)									
負担限度額									
(利用者負担	3 0 0	820	490	320	49 0	0	0		
第1段階)									

注1: βについては、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・ 負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。(実施は平成 27年4月から。)

注2: α については、多床室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日。(実施は平成27年8月から。)

社会福祉法人による利用者負担額軽減事業について

(要綱の見直しについて)

- 社福軽減事業の要件は、市町村民税世帯非課税であって、
 - ①年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した 額以下であること。
 - ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤介護保険料を滞納していないこと。

とされている。

○ 一方、補足給付の要件は、市町村民税世帯非課税であることとされており、平成27 年度の制度改正により、本年8月から補足給付の支給要件に配偶者の所得等を勘案することとしている。

【制度改正により追加される補足給付の要件】

- ①世帯分離された配偶者も市町村民税非課税であること
- ②預貯金等が夫婦で 2000 万円 (単身で 1000 万円) 以下であること
- 社福軽減事業の要件の一つである「④負担能力のある親族等に挟養されていないこと」と、今回の改正により新たに加わった補足給付の上記要件①・②とは、基本的に同義であり、齟齬はないものと考えているが、市町村の要綱で定める社福軽減事業の要件によっては、今回の制度改正により補足給付対象外となる者であるにもかかわらず、社福軽減事業の対象になる場合もあり得ると考えられる。現行の社福軽減事業については、補足給付受給者(市町村民税非課税世帯)であることを所与の前提とし、そのうち更に生活に困窮する者に配慮して、補足給付支給後の食費・居住費を更に軽減する構造になっているが、今回、配偶者に市町村民税が課税されている場合又は一定の預貯金等を保有している場合は食費・居住費の負担能力があるものと捉えて補足給付の対象外とする見直しの趣旨に鑑み、今回の制度改正による補足給付対象外となる施設入所者等(※以下のサービスを受給している者)に係る食費・居住費(滞在費)は、社福軽減事業の対象としないことを要綱上明記することとする。
- ※ 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

- なお、上記※のサービス以外で現在社福軽減事業の対象となっている通所介護、小規模多機能型居宅介護などのサービスの利用者にかかる食費・居住費の負担軽減については、補足給付の見直しとは関係がないことから、現行どおりの要件とする。
- なお、各サービスの利用者負担額(一割負担)については、補足給付の対象ではないことから、上記※のサービス利用者を含め、特段上記のような社福軽減事業の要件の追記は行わないこととする。

(このため、施設入所者で、食費・居住費(滞在費)は社福軽減事業対象外、一割負担分は社福軽減事業対象となる方はあり得る。)